

前橋市長等政治倫理条例（逐条解説付）

平成21年前橋市条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）が、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の信頼にこたえ、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

- 1 この条例は、「地位による影響力」を「不正に行使して」自己又は特定の者の利益を図ることを政治倫理に反する行為とし、それを抑制するための必要な措置を定めることにより政治活動の公正性・透明性を確保することを目的とする。
- 2 公選による政治家である市長だけでなく、議会の同意を得て選任又は任命し、選挙権を有する住民による解職請求の対象となる常勤の職員である副市長及び教育長を適用対象とする。
- 3 公営企業管理者については、常勤の職員であるものの、選挙権を有する住民による解職請求の対象となっていないこと、その罷免及び懲戒処分については地方公営企業法第7条の2第7号及び第8号の規定により市長が行う場合に限定されることから、この条例の適用対象としない。
- 4 地位による影響力を不正に行使しない範囲については、本人だけでなく関係者も対象となるため「自己又は特定の者の利益」とした。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(解職請求)

第8条 地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の長に対し、教育長又は委員の解職を請求することができる。

2 省略

○地方公営企業法

(管理者の選任及び身分取扱い)

第7条の2 1～6 省略

7 地方公共団体の長は、管理者が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は管理者の業務の執行が適当でないため経営の状況が悪化したと認める場合その他管理者がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。

8 地方公共団体の長は、管理者に職務上の義務違反その他管理者たるに適しない非行があると認める場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

9 管理者は、前2項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けることがない。

10～11 省略

(市長等の責務)

第2条 市長等は、その職務を遂行するに当たり、市政に携わる者としての権限と責務を深く自覚し、市民の信頼に値する倫理性の保持に努めるとともに、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。

政治倫理条例は、刑罰や取締りを目的としたものではなく、市長等が自ら進んでその倫理性の保持、高潔性の明示を自覚するよう責務を定めるものである。

例えば、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律においては、「国会議員の資産の状況等を国民の不断の監視と批判の下におくため、国会議員の資産等を公開する措置を講ずること等により、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発達に資することを目的とする。」とし、国民の監視と批判により政治倫理の確立を期するものとされているが、この条例は、一義的には本人の自覚を促すことにより政治倫理の確立を期するものである。

(市民の責務)

第3条 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、市長等に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

政治倫理条例の適用対象は、市長等であり、市民に対しては抽象的な市民の責務規定（訓示規定）を設けるのが一般的である。

市民に対しても、主権者として市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持つよう責務を定め、この責務を果たした上で、調査請求をすることができるという考え方に基づくものである。

(政治倫理基準)

第4条 市長等は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の奉仕者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 市が行う許可、認可等の行政処分又は補助金等の交付の決定に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市（市の出資法人等（市が出資している法人その他市の行政運営と密接な関連を有する公共的団体のうち市規則で定めるものをいう。）を含む。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- (5) 市職員の公正な職務の執行を妨げ、その権限を不正に行使するよう働きかけないこと。

- 1 政治倫理基準については、単なる申合せではなく、法的拘束力を持たせ、抽象的な義務を具体化するために、この条に定めるものである。
- 2 第1号は、「職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」という原則的な規定とし、第2号から第5号までは、具体的な内容の規定としている。
- 3 第2号の「地位を利用した金品の授受」の例としては、「働きかけ」の謝礼や不明朗な顧問料等があげられる。
- 4 第3号は、許可、認可等の行政処分又は補助金等の交付の決定について規定したもので、政治倫理基準の内容としては、本市の特徴的な規定である。
- 5 第4号は、市（市の出資法人等を含む。）が締結する契約に関して規定したもので、この契約には、土地の売買契約も含まれる。
- 6 第5号の、職員による「公正な職務の執行の妨害」、「権限の不正な行使の働きかけ」の例としては、公共工事の入札予定価格を担当職員から聞き出したり、開発をめぐって親族等の所有する土地を市に高値で買い取るよう職員に求めるような行為があげられる。

(市民の調査請求権)

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に定める選挙権を有する市民は、市長等が前条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認めるときは、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者（以下「調査請求代表者」という。）から市長に対し、当該政治倫理基準に違反する疑いのあることを証する資料を添付して、調査を請求することができる。

- 2 市長は、前項の規定により調査の請求を受けたときは、当該請求が同項に定める要件を満たすものであることを確認した後、速やかに次条第1項に規定する審査会に調査審議を付託しなければならない。
- 3 市長は、次条第7項の規定による調査審議の結果の報告があったときは、速やかに当該報告書の概要を公表しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による公表を行った後、直ちに当該報告書の概要を調査請求代表者に送付しなければならない。

- 1 この条の調査請求は、政治倫理基準違反の事実の有無に係る市民の知る権利を制度化するものである。
- 2 単なる言いがかりのような調査請求権の濫用を防止するために、調査請求に当たっては、選挙権を有する市民の総数の50分の1以上の者の連署を要件とすることとした。
- 3 「50分の1」については、地方自治法第74条に定める条例の制定又は改廃の請求に係る署名の数との整合を図ることとした。本市の有権者数（平成30年3月1日現在）が281,168人であることから、最低5,624人の署名が必要となる。
- 4 第1項中、政治倫理基準に違反する疑惑を証する資料の「証する」については、違反があると疑うに足りる「疎明（訴訟手続上、裁判官に一応確からしいという程度の心証を得させるための説明）」をいい、違反を立証する「証明」であることを要しない（住民監査請求における「証する書面」程度のもの）。

○地方自治法

(住民監査請求)

第二百四十二条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

(前橋市政治倫理審査会)

第6条 前条第2項の規定により市長から付託された事項について調査審議を行う機関として、前橋市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、社会的信望があり、市長等の職務に係る倫理の保持に関し公正な判断をすることができ、かつ、地方行政に関し高い識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審査会は、第1項の調査審議を行うため必要があると認めるときは、関係者から意見若しくは説明を聴き、又は資産報告書その他の資料の提出を求めることができる。
- 7 審査会は、調査審議が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。
- 8 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

- | |
|--|
| 1 政治倫理審査会は、市長の附属機関として設置するが、その公正性と独立性を保持し、審査会の調査審議を尊重する趣旨から、第1項においては、市長から諮詢されて答申するのではなく、「市長から付託された事項につき調査審議する。」こととし、第7項では、審議会が調査審議の結果を市長に報告することとした。 |
| 2 第2項において、委員の人数は5人以内とした。
委員5人以内の市…福井市、国分寺市、浦安市、八千代市ほか
(福山市、宝塚市は資産公開条例で審査会を設置し、委員の人数は5人) |
| 3 第3項において、委員は、市長が学識経験者等の中から委嘱することとした。
公募については、特定の利害関係団体等からの組織的な応募がなされるおそれがあることから行わないこととする。 |
| 4 審議会の会議は、前橋市情報公開条例第16条の2の規定に基づき、原則として公開される。ただし、調査審議の内容によっては非公開とする場合が想定される。 |

(市長等の協力義務)

第7条 市長等は、審査会からの要求があるときは、審査会に必要な資料を提出し、審査会の会議に出席して説明を行う等、調査審議に必要な協力をしなければならない。

この条は、第5条の規定による市民の調査請求があった場合等に行う審査会の調査審議を円滑に行うために、市長等の協力義務を定めるものである。

(虚偽報告等の公表)

第8条 審査会は、市長等が前条に規定する調査審議に必要な協力をしなかったとき、又は審査会に虚偽の報告をしたときは、その旨を公表するものとする。

審査会は、附属機関であり、行政執行権を持たないことから、その調査権には警察や税務署のような強制力はない。

したがって、基本的には本人や関係者の協力に期待するしかないが、市長等については、調査に対する非協力があったときに、その旨を公表することによって、実効性を持たせるのが一般的である。

(有罪判決後における説明責任の確保)

第9条 市長は、市長等が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪その他職務に関連する犯罪により、第1審有罪判決の宣告を受け、引き続きその職にとどまろうとするときは、その理由を市民に対して説明するため、説明会を開かなければならない。この場合において、市長等は、当該説明会に出席し、釈明しなければならない。

2 市民は、前項の説明会において、市長等に質問することができる。

- 1 この条は、不祥事が起きた場合に、事後的・個別的に対処するための問責制度について定めるものである。この条の問責制度は、贈収賄罪等による第1審有罪判決後に市長及び当該議員に説明会を開かせ、釈明の機会を与えるとともに、市民が直接その政治責任を追及する場を保障するためのものである。
- 2 また、この説明会は、市長等に疑惑の解明と責任の所在を明らかにする場を与える、市民に対する説明責任を確保しようとするものである。
- 3 逮捕後あるいは起訴後の説明会の開催について定める他市の条例も見受けられるが、市長等の身柄の拘束や裁判への支障を配慮し、第1審有罪判決後に説明会の開催を義務付けることとした。
- 4 業務上過失致死傷罪その他の刑法事犯のすべてを対象とする自治体も見受けられるが、本市においては、あくまで政治倫理という観点から、職務関連犯罪を対象とした。
- 5 その他職務に関連する犯罪とは、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」第1条で規定する公職者あっせん利得の犯罪がある。

○刑法

(収賄、受託収賄及び事前収賄)

第百九十七条 公務員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。

2 公務員になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、公務員となった場合において、五年以下の懲役に処する。

(第三者供賄)

第百九十七条の二 公務員が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(加重収賄及び事後収賄)

第百九十七条の三 公務員が前二条の罪を犯し、よって不正な行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、一年以上の有期懲役に処する。

2 公務員が、その職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を收受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。

3 公務員であった者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(あっせん取賄)

第百九十七条の四 公務員が請託を受け、他の公務員に職務上不正な行為をさせるように、又は相当の行為をさせないようにあっせんをすること又はしたことの報酬として、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(贈賄)

第百九十八条 第百九十七条から第百九十七条の四までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

○公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律

(公職者あっせん利得)

第一条 衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長（以下「公職にある者」という。）が、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、請託を受けて、その権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあっせんをすること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を收受したときは、三年以下の懲役に処する。

2 公職にある者が、国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し、請託を受けて、その権限に基づく影響力を行使して当該法人の役員又は職員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあっせんをすること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を收受したときも、前項と同様とする。

(贈収賄罪等の刑の確定後の措置)

第10条 市長等は、前条に規定する罪によりその刑が確定したときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項の規定により失職する場合を除き、市民全体の代表者としての名誉と品位を守り、市政に対する市民の信頼を回復するため、自ら辞職の手続を執るものとする。

市長等は、地方自治法で身分が保障されており、公職選挙法や自治法の請負禁止規定に違反して失職するほかは、住民の解職請求（リコール）による解職以外、その意に反して職を失うことはない。しかしながら、一般職の職員よりも高い政治倫理責任を負う市長等が、有罪判決の確定後もその職にとどまることは適当でないため、有罪が確定した場合に自発的な辞職を促す趣旨で、この条を定めることとした。この条の規定は、絶対的な義務規定ではないので、法律に抵触するものではない。

○公職選挙法

(選挙権及び被選挙権を有しない者)

第十一条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

- 一 削除
- 二 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- 三 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- 四 公職にある間に犯した刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十七条から第百九十七条の四までの罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成十二年法律第百三十号）第一条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から五年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者
- 五 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- 2 この法律の定める選挙に関する犯罪に因り選挙権及び被選挙権を有しない者については、第二百五十二条の定めるところによる。
- 3 市町村長は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村に住所を有するもの又は他の市町村において第三十条の六の規定による在外選挙人名簿の登録がされているものについて、第一項又は第二百五十二条の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなつたことを知つたときは、遅滞なくその旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

○刑法

(刑の種類)

第九条 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を附加刑とする。

○公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律

(公職者あっせん利得)

第一条 衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議員若しくは長（以下「公職にある者」という。）が、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政手の処分に関し、請託を受けて、その権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあっせんをすること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を收受したときは、三年以下の懲役に処する。

- 2 公職にある者が、国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し、請託を受けて、その権限に基づく影響力を行使して当該法人の役員又は職員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあっせんをすること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を收受したときも、前項と同様とする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 前橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年前橋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

公務災害補償等審査会会長	日額	9,600円
同 委員	日額	8,700円

を

公務災害補償等審査会会長	日額	9,600円
同 委員	日額	8,700円
政治倫理審査会会長	日額	9,600円
同 委員	日額	8,700円

に改める。